

平成 27 年度第 1 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会

1. 日時 平成 27 年度 7 月 17 日（金）午後 1 時 00 分～午後 2 時 40 分
2. 場所 公益財団法人 JKA 4A・4B 会議室
3. 議題 (1) JKA 補助事業の評価について
(2) 平成 28 年度補助方針(案)について
(3) その他
4. 報告事項
(1) プレゼンテーション
公益財団法人 日本自転車競技連盟

<資料>

- 資料 1 JKA 補助事業評価の報告について
- 資料 1-1 平成 25 年度 JKA 補助事業の評価(案)
別表 平成 25 年度 JKA 補助事業 自己評価・JKA 評価集計表
- 資料 1-2 テーマ別評価「標準化事業への補助」(案)
- 資料 1-3 テーマ別評価「検診車の整備事業への補助」(案)
- 資料 2 平成 28 年度補助方針(案)
- 資料 3 平成 28 年度補助方針(案)新旧対照表
- 資料 4 平成 28 年度補助方針の見直しについて(案)
- 参考資料 補助事業者プレゼンテーション資料

5. 出席者

小松隆二委員長、栃本一三郎委員長代理、川戸恵子委員、千田彰一委員
早野透委員、原田宗彦委員、村林裕委員、山岸秀雄委員、山谷清志委員

[事務局] 福島執行理事、白土部長、福田次長、菅沼課長、
西上課長補佐

6. 定足数の確認

本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして誠に有難うございます。
定刻となりましたので、平成 27 年度第 1 回公益事業振興補助事業審査・評

価委員会を開催いたします。

はじめに、本委員会の開催にあたり、補助事業審査・評価委員会規程第7条第1項の規定に基づき、定足数の確認をいたします。現在、全委員14名中9名のご出席をいただいております。2分の1の委員数を満たしますので、当委員会が成立しますことをご報告いたします。

続いて、6月末に本財団の役員に異動がございましたので、ご報告いたします。本財団の会長に新しく吉田が就任いたしました。

7. 吉田会長挨拶

この度、JKAの会長を拝命いたしました吉田でございます。本日はお忙しい中、委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。公益事業振興補助事業を充実させるために、引き続き私どもも努力してまいりますので、皆様にはこれからもご指導ご支援賜りますようお願い申し上げます。

8. 福島執行理事挨拶

福島でございます。どうぞよろしく願いいたします。私が以前担当していた部門は、競輪業務部・登録管理競輪選手指導室というところでございます。競輪の公正、安全、円滑な実施と売り上げ拡大をミッションとしてまいりました。この度、補助事業部担当を仰せつかり頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

9. 本日の進行について

本日予定しております議題は、

- (1) JKA 補助事業の評価について
- (2) 平成28年度補助方針(案)について

です。また、報告事項として、公益財団法人日本自転車競技連盟によるプレゼンテーションを予定しております。

本日の会議は「補助事業審査・評価委員会規程」第10条に基づき、公開で行い、全体で2時間を予定しております。

なお、会長は所要のため、議題(1)の審議終了後に退席させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、これより議事に入らせていただきます。小松委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

10. 議事

小松委員長：それでは、議事の進行に入らせていただきます。最初の議題は、「JKA 補助事業の評価について」です。事務局から説明をお願いします。

議題（1）JKA 補助事業の評価について

（JKA 事務局）

「JKA 補助事業評価の報告について」という表題がついておりますが、こちらは、平成 27 年 5 月 11 日に平成 27 年度第 1 回評価作業部会を開催し、平成 25 年度の JKA 補助事業の評価、テーマ別評価として機械振興補助事業では標準化事業への補助、公益事業振興補助事業では検診車の整備事業への補助の 3 点の資料を取りまとめました。評価作業部会の小館部会長から小松委員長への報告ということで、今回の委員会におきましてご審議・ご承認をお願いしたいと考えております。

一つ目の資料は平成 25 年度の JKA 補助事業の評価です。こちらは、補助事業者による自己評価をもとに、取りまとめたものです。平成 25 年度補助事業につきましては、大きな変更はございませんでしたが、主な変更点といたしまして、3 つございました。1 点目は、要望受付期間の見直しです。平成 24 年度と 25 年度を比較して記載しておりますが、特に研究補助の要望受付期間について、24 年度は 8 月 15 日～9 月 30 日と他の事業と同じ募集期間としておりましたものを、科研費の募集時期を考慮して 11 月から 12 月にずらして実施しました。また、東日本大震災復興支援の募集時期につきましても変更を行っております。2 点目として、若手研究者の定義を従来 40 歳以下としておりましたが 45 歳以下とし、女性研究者についての配慮も含んだ変更を行いました。3 点目といたしまして、新たに「希少難病に関する啓発活動」を補助対象に追加しました。

これらの変更による影響を取りまとめたものが、こちらの資料です。要望数の変化としては、研究補助の要望数が、個別・若手ともに、前年に比べて大きく増えております。これについては、やはり科研費を考慮した要望受付期間の変更の影響と分析しており、次年度以降も同じ時期での募集を継続しています。年齢制限の緩和については、若手研究にて増加が見られたものの、限定的な影響であったと評価しております。反対に、要望数が減少した事業としては福祉車両がございます。こちらは、要望の締切日を複数設けたため、若干の減となりました。こちらにつきましては一般事業と同様の締切日に戻して 26、27 年度は実施した結果、要望数が回復しております。新たに補助対象とした「希少難病に関する啓発活動」については、翌年度以降もコンスタ

ントに要望をいただいています。

平成 25 年度補助事業の実施状況ですが、機械工業振興補助事業で 155 件、公益事業振興補助事業で 294 件の事業が実施されました。

自己評価、JKA 評価につきましては、全件取りまとめを終えており、すべての事業についての評価が完了しております。

続きまして、機械、公益それぞれからトピックとなるような事業を 4 事業ずつ掲載しておりますが、そのうち公益補助事業についてご報告させていただきます。

1 点目は、(一財)日本サイクルスポーツセンターが行った、ワールド・サイクリング・センター(WCC)のアジアサブセンターとしてのトレーニングキャンプの実施事業です。年 3 回の開催のうち、2 回は伊豆のサイクルスポーツセンター、1 回はタイで開催しました。それぞれ参加国を記載していますが、例年は東アジア、東南アジアからの参加者が多い中で、この 25 年度第 1 回のキャンプでは、中央アジアのカザフスタンからの参加があり、アジアの中で自転車競技の底辺拡大に役立っております。

続きまして、佐賀県産業医学協会が導入した検診車の事例でございます。特長と致しまして、全長が従来の検診車よりも 1.5m 短く、これまで訪問することができなかった事業所を訪れることが可能になったということで、導入後 9 か月以内に新たに訪問できるようになった事業所が 6 事業所ございまして、その期間の受診者数は 165 名というご報告があがっております。

続きまして、仙台市立南吉成中学校による新世紀未来創造プロジェクトの事例です。この事業は、中学生が地域の防災訓練を自ら企画して実施するという試みで、受賞ということで記載しておりますが、第一回宮城教育大学・東北地区ユネスコスクール実践大賞といった様々な賞を受賞したことに加え、今年の 1 月に仙台市で行われた国連防災会議のジュニアカンファレンスで同校の生徒が活動状況の発表を行ったといったことが報告されております。

最後に、東日本大震災復興支援補助です。NPO 法人亘理いちごっこの事業ですが、震災によって自宅等を失った、また、自宅での勉強が困難になった子どもたちのために学習するスペースを提供するという事業でございます。この事業につきましては、被災地域での活動ということで評価されておりました。今年 3 月、経済産業省中小企業庁が行いました「がんばる中小企業 300 社」にこちらの法人の活動が選定されたという報告があがっております。平成 25 年度補助事業の評価につきましては、以上でございます。

続きまして、テーマ別評価ですが、機械振興補助事業として、国際標準化事業への補助について取りまとめておりますが、こちらの内容につきましては、機械振興補助ということでご説明を割愛させていただきます。

公益事業振興補助事業では、検診車についてとりまとめました。検診車の整備への補助事業につきましては、私ども、競輪・オートレースの補助事業として、非常に歴史が深く、昭和 32 年に社会福祉事業等後援特別競輪収益金の一部をレントゲン検診車の製作資金として補助を行ったことから始まっております。現在は、病気の早期発見及び予防を目的としまして、5 種類の検診車を対象として補助を実施しています。

平成 23 年度からの補助実績でございますが、要望件数、内定件数ともに、コンスタントにご要望をいただいております。

累計でこれまでに補助した台数をご報告できれば良かったのですが、過去のデータが揃っていないため、残念ながら累計の台数はお示しすることができませんでした。平成 23 年度から 27 年度に全国で私どもの補助で配備した検診車は合計 113 台ございまして、その分布を日本地図上にプロットしております。この中で山口県、愛知県をはじめ、白くなっている台数が 0 の県がございますが、昭和 32 年以降の記録を追っていきますと、すべての都道府県に私どもの補助による検診車の配備実績があることは確認できております。

続きまして、平成 23 年度から 25 年度の 3 年間に補助事業で整備された検診車による推定受診者数を取りまとめています。こちらにつきましても、過去からの台数、利用状況のすべてを確認することができませんので、当該 3 年間の数値から導き出した推計ということでお示ししております、全国で 64 台検診車を導入しておりますが、推定受診者数は合計 81 万 9,336 人、人口比率でいいますと、この 3 年分だけでも日本全国民の 0.8% を占める方々に競輪・オートレースの補助事業による検診車で、健康診断を受診していただいたということになります。当然、平成 22 年度以前に導入して今も稼働している車両は多数ございますので、これをはるかに上回る実績を上げていると言えます。

次に、鹿児島県、鳥取県、福島県の 3 県の事例をご紹介します。こちらは私どもの補助車両を使っている法人へのヒアリングの結果としてまとめております。ご覧の通り、県内で非常に多くの受診者数があり、鹿児島県で年間 75 万人のうち 30 万人、福島県で 56 万人のうち 5 万人が競輪・オートレースの検診車で健康診断を受けたという報告でございます。

次の資料では、近年の特徴である特別装備をいくつかご紹介しております。車いす等でも利用しやすい昇降用リフトが付いたものであるとか、聴覚障害者、外国人でも利用しやすい液晶画面を使った検診車といったものの需要がございます。

導入効果について、こちらはアンケートの結果ですが、近年アナログ式からデジタル式へ更新した車両が多かったということもございまして、効果と

しては、精度の高い検診が可能になったという声が一番多いという結果になっています。

最後にまとめになりますが、人間ドックなどの健康診断を実施可能な施設は、平成12年には871施設ございましたが、平成25年には740施設と全国的に減少している状況でございます。また、日本人の死因トップであるがんの撲滅のために、国はがん検診受診率の目標を50%にしておりますが、まだこの目標には至っていない状況です。JKA補助事業による検診車が人間ドックのような検診を受けられない地域へ浸透し、こういった検診があまねく日本全国で実施される効果があるほか、検診車がいろいろなところで多くの方の目に触れることで、競輪・オートレースの補助事業を広く一般に理解していただく効果が高いということを記載して、まとめとしております。

評価についてのご説明は、以上でございます。

<審議>

委員長：ありがとうございました。25年度の補助事業は、応募の時期について等、緩やかに変更し実施したということで、概況、代表的な事業トピックとともに、テーマ別評価として検診車についての報告をいただきました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

A委員：テーマ別評価の検診車については、JKAの補助によってかなり全国に行き渡っていて、3県の事例が挙げられており、例えば、55台検診車があるうちの16台であるといったことですが、JKA以外で検診車の補助をしているところは、いくつかあるのでしょうか。供給主体は多いのか、それとも限られているのでしょうか。

JKA事務局：知るところですと、日本財団も同様の補助をしていると聞いております。

A委員：先ほど、受診率の引き上げが引き続き重要だという説明がありましたが、他の助成団体との見合いでこれからどうしていくのかということを考えることは重要だと思います。福島理事は前の担当部署では、競輪事業をより発展させ、来場者を増やすことに力を注いできたということを伺いましたが、競輪・オートレースの貴重な売上げの中から公益事業振興補助事業に振り分けているのが27億円ほどです。今まで行ってきたことは評価しなければなりません。今後どうするかという中長期的なことも考える必要があると思います。従来、厚生省関係で2800億円の消費税導入に伴う長寿、子育て、障害者スポーツという基金がありました。これが

事業仕分けでゼロになって、現在、国の直接の補助金で行うと、福祉医療機構が審査するのですが、現在の各省庁の全体的な財政事情からいって、どんどん減少傾向になっていまして、従来は 30 億円以上ありましたが、すでに 10 億を切る、あるいはさらに低くなっていきます。そうすると、JKA が補助する 27 億円というのは極めて大切なお金です。そういう観点から、他の助成団体ですとか、その他の動向を見ておくということが必要だと思います。それからもう一点、これから非常に高齢化がすすんだ地域が出てくるのは当然でして、本来であれば検診車を利用したい高齢の人にとって、アクセスできないという現状があります。そういうことについての JKA ならではの取組み、少し時代の先を見て、高齢の方が受診しやすくなるようなことを考えると良いと思います。

JKA 事務局：ありがとうございます。お答えになるかどうかですが、実は、競輪に関しましては昨年度の売り上げが 6158 億円ということで、23 年ぶりに対前年比が 100%を上回りました。オートレースの方は残念ながら下回ってしまいました。今年度も、現在のところ、6 月までは前年を上回っており、売上が上がるということは補助金として使える金額も増えることが想定されますので、そういった意味では現状よりももう少し幅の大きい補助ができると考えております。これからご審議いただきますが、平成 28 年度の補助事業についてはそういった補助金額の増減も提案させていただいておりますので、ご指摘いただいた部分につきましても十分検討する余地があるかと思っておりますので、また検討させていただければと思います。

委員長：検診車に載せる機械の方は、どんどん精密化、高度化していますが、車両自体の寿命はどのくらいなのでしょう。

JKA 事務局：福島県の医療センターにお聞きしたところ、長いものだと 20 年近くだということです。ただ、ちょうどフィルムからデジタルへの変換を一所懸命しているところで、中の機械も劣化してまいりますので、その辺はメンテナンスをしながら使っているそうです。

B 委員：検診車の配備先の資料で、平成 23 年度以降としているのはなぜでしょうか。遡ることが難しいという説明がありながら、昭和 30 年代から考えれば行き届いていない県は無いという説明があったということは調べる手段があり、短い期間で切る意味はないのかなと思います。逆に言えば、車両に 20 年ぐらいの耐久性があるとすれば、20 年ぐらい遡れば配備実績の一つの資料になると思う

のですが、5年分だけ作っても、その表にどういった意味があるのでしょうか。

JKA 事務局：過去台数につきましては、先ほど資料説明でも申しあげましたように結核予防会などを通じて、全国に配備をしていたという経緯がございますので、最終的な配備先の都道府県ですとか、台数といった資料が私どものところに残っていないものがございました。

B 委員：先程、遡るとゼロの県はないという説明がありました。ということは、資料はあるのではないのでしょうか。

JKA 事務局：各都道府県に1台は行き渡っているということを確認できる資料は手元にごさいましたので、先ほどそう申しました。それから、この利用状況についてですが、検診車の導入後約1年間の利用実績を報告していただき、インターネットのホームページにも掲載をしております。こちらの調査を開始したのが、平成23年度からでございます、それ以前については改めて調査をするのは、補助した台数が多いということから、平成23年度以降の数字を用いて今回の資料を作成しました。

A 委員：私から背景をご説明しますと、以前のJKAの公益事業振興補助事業の採択案件を決める際には、スタッフの数も限られているため、全社協や共同募金会に、実際の配分先をどこにするかということをお願いしていた経緯があります。手間はかかるかもしれませんが、それをやめて直接JKAが審査することが適切であると申しあげました。JKAの補助金は、競輪・オートレースからの売上げを貴重な財源としていますが、実際に行き渡る際にはJKAという名前が出なくなり、もっぱら全社協とか共同募金会ということになってしまって、全社協や共同募金会は、自分たちの考えに基づいて配分を決めていた部分がありました。業務の量が多いため、かつては全社協、共同募金会などをお願いして配分先を決めていただいていたのはやむを得なかったかもしれませんが、今はJKAが審査し、直接補助を行うようになり、それが適切だと思います。先ほど検診車に貼られている補助事業のロゴが多くの人目に触れるという話がありましたが、JKAの事業であることを公に見せていくことも大事です。

委員長：他にいかがでしょうか。それでは、最初の議題、「JKA補助事業の評価について」は、案通り承認してよろしいでしょうか。

一 同：(了承)

委員長：ありがとうございました。本件について、事務局から何か補足が

ありますでしょうか。

JKA 事務局：本日ご承認いただきました補助事業の評価については、7 月 23 日に予定されています機械振興補助事業審査・評価委員会におきましても同様にご審議をいただきまして、ご承認をいただけたら、利用状況調査等その他の資料を加えまして、8 月上旬にインターネット RING! RING! プロジェクトのページで公開したいと考えております。以上です。

議題（2）平成 28 年度補助方針(案)について

委員長：それでは、続きまして議題 2「平成 28 年度補助方針(案)について」事務局からご説明をお願いいたします。

（JKA 事務局）

現在の補助対象事業については、基本的には安定的な補助事業とするため原則踏襲していますが、社会情勢の変化に対応するべく、今回、一部見直しを行っています。先ほど、福島からもお話しいたしましたが、昨年度の売上が前年に比べアップしたということも踏まえて見直しを行いました。

それでは、A3 の新旧対照表の 4 ページに補助事業の補助率、上限金額がございますので、そちらを見ながらタブレットの見直しの概要資料をご覧くださいできればわかりやすいかと思っておりますので、先に説明させていただきます。

まず、公益の増進のうち、重点事業の自転車・モーターサイクルの自転車(強化指定選手遠征)に関する事業につきましては、昨年度は補助率を 4/5、上限金額を 1 億 2,000 万円ということで設定いたしましたが、今回補助率を 9/10、上限金額を 1 億 5,000 万円に引き上げさせていただきました。それ以外の重点事業の自転車・モーターサイクルにつきましては、補助率を 2/3 から 3/4 に引き上げました。

次に、社会環境につきましては、更生保護施設の建築の上限金額は現在 8,000 万円でございますが、社会的要請も高いということを考えていたしまして、1 億円に引き上げています。

一般事業の医療・公衆衛生の機器の整備では、①医療機器の整備について、上限金額を 1,500 万円から 2,500 万円に引き上げています。現在 300 万円以上、3,000 万円以内の枠内で行っていますが、その範囲ですと非常に厳しい状況であるということもございまして、その上限を 5,000 万円に引き上げ、補助率が 1/2 ですので、2,500 万円としました。②検診車の整備については、過去 3 年間の事業費総額を算出し、その平均に 1/2 をかけて算出した 3,100 万円に上限金額を 2,205 万円から引き上げました。

社会福祉の増進では、障害者に関して新たに設定したメニューがございます。障害のある青少年の健全育成のための施設の建築に対する支援をメニュー化し、私立特別支援学校を運営する学校法人を補助の対象者とすることを明文化いたしました。私立特別支援学校につきましては、過去に昭和38年から平成17年までJKAとして補助を行っております。

次に、3ページでございます。こちらは今回新しくメニューとして設定した、研究補助についてです。機械振興補助事業で実施していましたが研究補助を公益事業振興補助事業にも拡大しました。若手研究者による「地域社会の共生に資する研究」に対して支援することとし、補助率は1/1、上限金額は100万円ということで、こちらは新たに設定しました。

それではお手元のA3横、資料3の1ページから説明させていただきます。

資料3の1ページは、公示についてですが、本年度につきましては、平成27年度8月3日公示を予定しています。先ほど、本財団の新会長からご挨拶をさせていただきましたが、6月26日付で本財団の会長が変更になり、石黒から吉田に代わっています。

2ページは、補助事業の基本方針、位置づけでございます。こちらにつきましては、前年度を踏襲しています。

3ページは、補助事業の概要です。公益事業振興補助事業に、先ほどご説明させていただきました研究補助を新設しました。

4ページは、補助事業の補助率、上限金額についてです。こちらについては先ほどご説明した通りです。

6ページの補助事業の手続きについては、変更ございません。

7ページでは、補助の対象者について記載していますが、説明をより明確にするとともに、私立特別支援学校を運営する学校法人を加えました。また、研究補助の対象者として、大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者を追加しました。

8ページは、インターネット申請の期間について記載しています。募集期間は平成27年8月3日～9月30日まで、研究補助については、11月9日～11月20日までです。非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援につきましては、従来通りです。

9ページでは、補助事業内定説明会への出席という文言を追加しました。

10ページは一部文言を修正しましたが、内容については変更ございません。

13ページは補助の対象となる事業についてということで、先ほどご説明させていただきました通りです。

14ページに、先ほどご説明した障害のある青少年の健全育成のための施設の建築ということで、私立特別支援学校の支援を明記しました。

15 ページ、(4)に障害のある青少年の健全育成のための施設の建築ということで、具体的な文言を追加しました。一番下の研究補助は今回新設した部分でございますが、(1)対象となる事業は地域社会の共生に資する研究、(2)研究補助の種類は、大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者による研究としています。若手研究者とは、研究に従事してから概ね 15 年以内にあるものを指します。研究補助の審査方法につきましては、秋の審査・評価委員会でお示ししたいと思っています。審査・評価委員の先生方には、ご負担にならないような配慮をしたいと思います。

17 ページ以降につきましては、事業経費の基準でございますが、こちらの説明は割愛させていただきます。以上で、説明を終了させていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

<審議>

委員長：ただいま平成 28 年度補助方針(案)のご説明をいただきました。何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

C 委員：研究補助の対象が、地域社会の共生に資する研究ということで、非常に幅が広がっていますが、これは自然科学系でも人文科学系でも大丈夫なのでしょうか。敢えて間口を広げているということでしょうか。

JKA 事務局：はい。あまり絞らずに、広げさせていただきました。

C 委員：採択は何件くらいを想定しているのですか。

JKA 事務局：機械振興補助事業の研究補助は、現在 100 件近くです。私どもの事務処理に限界がございますので、まずは当初 10 件程度を目安に選ばせていただければと考えております。

C 委員：以前から、なぜ研究補助が機械振興補助事業にはあり、公益事業振興補助事業にはないのかと意見を述べてきましたので、非常に喜ばしいことと思います。研究補助の対象者は、大学院生は不可で、若手研究者ということですが、これも幅が広いです。任期付きの研究者もいます。いわゆる研究者番号をもらっている人たちと言っていたくと良いのかなと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

JKA 事務局：基本的には、大学等から承認をいただける方、要は研究の場所をきちっと確保できる、機関長からの承認印をいただける方を大前提として考えています。

A 委員：ということは、研究者番号がない人でもいいということですね。

JKA 事務局：なくてもいいケースもあると思います。我々としては、研究場所

を確保できるということ前提としています。

委員長：若手研究者ですから、組織に所属しない人の方がむしろ多いかもしれません。文科省等からの公的な助成を受けて研究しているものの、まだ専任職を得ていない人も対象とした方がもしかするといいのかなと思いましたが、このあたりどうでしょうか。

C委員：おそらく非常勤講師は、機関長の承認はもらえないのではないのでしょうか。

A委員：そうだと思います。

委員長：今回は、これでスタートする予定ですが、組織に属さない人が、特に30代の方は多いと思います。専任職を得るのが昔は早かったのですが、今はどんどん遅れています。他に、いかがでしょうか。

D委員：7ページの(2)-①に記載のある、「特別の法律に基づいて設立された法人」というのは、例えばどのような法人でしょうか。

JKA事務局：日本赤十字社を想定しています。

B委員：15ページ(4)にこの1行を加えた意図はどういうことでしょうか。読み取り方によっては従来からある(1)で読めると思います。敢えてこの(4)を追加した意図はどこにあるのでしょうか。

JKA事務局：説明の中で少し触れさせていただきましたが、今回加えようと考えているのが具体的に申し上げて私立の特別支援学校への支援です。過去、昭和38年から平成17年まで、合計20件、約11億円程度の補助を行った実績がございます。ただし、学校法人自体は13法人しかなく、ある程度の効果があったらろうということ一度メニューから外しましたが、近年、私立の特別支援学校に対する補助は公立の学校に比べて少ない、なおかつ、発達障害のあるお子さんであるとか、手帳を持つか持たないかといった微妙なお子さんが増えており、そこに対する支援を復活させたいというところでは。

B委員：それは、(1)では吸収しきれなかったということでしょうか。

JKA事務局：過去平成17年まで記載していた項目をそのまま復活させ、記載しました。(1)で読み切れなくもないのですが、更に具体的にというところでは。

B委員：(1)で読み切れるのに、(4)のような狭い定義の文章を入れてしまうと、「これは外れているのか」といったような疑問を読み手に抱かせてしまいますし、何かしら排除するものが生じる可能性があると思います。敢えて、狭い定義のものを追加する意図がどこにあるのでしょうか。もう1点は、4ページの最初の説明のところでは

が、補助率・上限金額といった数字を増やすこと自体は意味があることだと思いますが、その原資はどこにあり、なぜ補助率・上限金額を上げることが可能なのかという説明は特になかったように思います。それは、どのように理解すれば良いのでしょうか。

JKA 事務局：補助金の原資は競輪・オートレースの施行者からの交付金であり、交付金は1号、2号、3号と3つに分かれており、公益事業振興補助事業には2号交付金を使用いたします。平成26年度の実績としましては、2号交付金の総額が50億円ございました。そのうちのだいたい30億円程度を補助金としておりますので、まだそこに若干の余裕がございますので、その分を充当したいということと、あと、福島からも申し上げましたが、昨年度の競輪の売上が23年ぶりに前年を上回り、なおかつ今年度も上向き傾向でございます。

B 委員：先ほどそう伺いましたので想像はできるのですが、これだけいろいろ大きく上げることが本当に可能なのでしょうか。一般的には、何かを上げるときには、ただ単に大盤振舞すればいいというものではなく、これを削る、中止するといったことがあると思います。そこをどういうふう到我々は検証すれば良いのか、何をチェックしたうえで承認すれば良いのかという質問です。

JKA 事務局：要望をいただいてから審査を行うということになりますので、どの程度の要望があるのかということは、正直フタを開けてみないことには分かりません。当然、予算の枠はございますので、審査の際に上限金額というのは自然と決まってくるのかなと思っています。年末ぐらいになりますと、JKAとしての予算総額というものも見えてまいりますので、そのうえで、補助事業の全体枠というのを決めていきたいと思っています。

B 委員：ということは上限金額を上げて、必ずしも予算総額が増えるということには直結しないわけですね。

JKA 事務局：そうです。すべてが上限までOKになるわけではございませんので、ある程度の予算上限は決まってしまうと思います。

委員長：他に、いかがでしょうか。

A 委員：研究補助の対象者として、「大学等研究機関(大学院生等の学生でないこと)に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者」という文章がありますが、この表記はいかがなものかと思っています。大学等研究機関の直後に(大学院生等の学生でないこと)という括弧書きがありますが、括弧の中は大学等研究機関についての説明であるべきで、研究者についての説明になっているのはおかし

いと思います。

JKA 事務局：誤解のない表記に改めさせていただきます。

A 委員：先ほど、なぜ「障害のある青少年の健全育成のための施設」という項目を特記しているのかというご質問がありましたが、以前に「犯罪被害者に対する支援」という項目を特出しして記載したかと思えます。全国に先駆けて東京都に犯罪被害者支援センターができ、犯罪被害者を支援できるような専門家をきちんと配置するという条件を付けて **JKA** が支援したと思えます。あの項目はどこに記載されているのですか。また、難病関係の表記も変更したかと思えますが、どこに書かれていますか。

JKA 事務局：15 ページの「5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器などの整備」の(4)が難病です。(6)子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動が、犯罪被害者に対する支援です。

A 委員：そういった表記で補助方針に記載されているわけですね。要するに言いたいことは、**JKA** として特出ししてやりたいことはこれまでもしばしばあったと思えます。要望する事業者に対してヒントとなるような表現とはなっているものの、一般化された表現に整理したことがあると思えます。そうすると、具体的に意図している事業というのが一般的な表現に埋没してしまい、事業者から読み取って欲しいという気持ちはあるものの、事業者からするとそれが読めないということがしばしば起こりえます。多分そういった部分については、「こういうのは補助の対象になりますか。」といった問合せに対して事務局が個別に応じているのだと思えますが、事業者からすると補助方針の文言からだけでは読み取れないことがあると思えます。そういったように表記を整理して一般化してしまうことはしばしば行うことではありますが、あくまでも事業者から見て読み取れるというのが一番ですので、敢えて項目を加えても良いのではないかなと思えます。それから、もう一点。「障害のある青少年の健全育成のための施設の建築」ということで、対象として私立特別支援学校を想定しているということですが、その場合、「障害のある青少年」という表現で問題ないのでしょうか。

JKA 事務局：平成 17 年度の補助方針までは、「障害をもつ」という表現でしたが、今回「障害のある」に改めました。

A 委員：少なくとも想定しているのは、私立の特別支援学校というのは分

かりますが、この「障害のある青少年の健全育成」という文言を読む限りでは、かなり幅広く受け取れます。そうするといろいろな団体から要望がくる可能性があると思います。あともう一点。先日静岡で更生保護施設を拝見して大変感銘を受け、とてもいいことだと思いますが、今回更生保護施設の上限金額をアップして1億円としています。補助率はどうなっているのでしょうか。

JKA 事務局：2/3 になっています。

A 委員：わかりました。

委員長：他にいかがでしょうか。

C 委員：些末な点ですが、15 ページの 5. (6)子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び～とあるのは、(6)子どもなどの弱者を、いじめ、暴力、～というふうに変えるのが正しいかと思います。

JKA 事務局：ありがとうございます。修正いたします。

委員長：他に、いかがでしょうか。それでは、平成 28 年度補助方針（案）につきまして、案通り承認してよろしいでしょうか。

一 同：(了承)

委員長：ありがとうございました。なお、ただいまご承認いただきました審議結果につきましては、「補助事業審査・評価委員会規程」第 15 条の規定に基づき、会長に報告することになっていますが、所要で離席されましたので、事務局の福島理事から今日の結果をご報告いただきたいと思います。それでは、補助方針公示に向けた今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

補助方針公示までのスケジュールについて（JKA 事務局）

7 月 23 日に平成 27 年度第一回機械振興補助事業審査・評価委員会の開催を予定しております。「平成 28 年度補助方針(案)」の機械振興補助事業の部分についてご承認をいただけましたら、7 月 29 日に予定されている本財団理事会の議決を経て、8 月 3 日に公示し、募集を開始する予定です。ご審議ありがとうございました。

議題（3）その他

委員長：予定された議題は以上ですが、その他として、事務局あるいは委員の皆様方から、何かございますか。

（事務局・委員ともに特になし）

委員長：それでは、議題につきましては以上とさせていただきます。補助事業者によるプレゼンテーションに移りたいと思います。事務局から

説明をお願いします。

1 1. 報告事項

(1) 補助事業者プレゼンテーション

【公益財団法人 日本自転車競技連盟】

① プレゼンテーション資料の確認 (JKA 事務局)

本日は、公益財団法人 日本自転車競技連盟の大池事務局長、林選手強化部長、大島総務課長、業務部競技課・国際事業推進課の佐藤課長補佐にお越しいただきました。

資料につきましてはお手元の iPad の方でご説明させていただきます。それでは、佐藤課長補佐よろしく願いいたします。

② 補助事業名

～2020 東京五輪大会へ向けて～

佐藤課長補佐

本日は、プレゼンテーションの機会をいただきましてありがとうございます。公益財団法人日本自転車競技連盟の佐藤からご説明させていただきます。

当法人の設立は 1934 年に遡ります。その後 1995 年のプロ・アマ統合を経まして、2013 年より公益財団法人となりました。職員数は 11 名です。連盟組織図ですが、自転車競技の頂点には国際自転車競技連合 UCI があり、その下にアジア大陸連盟がありまして、当法人はいずれにも加盟していません。また、当法人には 51 の団体が加盟しています。

現在の法人役員は、橋本聖子会長以下、理事 20 名、監事 2 名となっております。

事業内容につきましては、12 項目にわたり定められており、広く公開しています。

平成 25 年度の法人収入ですが、3 分の 2 は交付金と補助金、残り 3 分の 1 が事業収益と協賛金で構成され、総額 4 億 1573 万 14 円でございます。

事業収入の内訳ですが、5 割が各種公認料、約 4 割がライセンス登録料となっております。各種公認料は、ヘルメット公認料が 3257 万円、大会公認料が 590 万円、競技場公認料が 30 万円となっております。今後、自立した

法人をめざし、この部分を伸ばしていきたいと考えております。協賛金の内訳は、ナショナルチームへの協賛金が約 7 割、大会協賛金が 3 割となっております。こちらは、ナショナルチームへの協賛金と企業数の推移でございます。現在のスポンサーは 11 社、サプライヤーは 4 社、合計 15 社に支援をいただいております。今年度は昨年対比 1,000 万円の上積みとなっておりますが、さらなる営業努力をしていきたいと思っております。

補助金の内訳ですが、JKA からの補助金が全体の 3 分の 2 となっており、当法人の各事業の特性に合わせ補助金要望をさせていただいている状況です。平成 25 年度 JKA 補助事業の支出内訳でございますが、海外派遣事業に約 4 分の 1 を充当しております。それに強化・普及事業等を含めると約 6 割が強化に充てられています。

加盟団体事業の支出割合でございますが、タイトルの通り、オリンピックへつながる道筋のスタートは、底辺拡大事業となります。幼児、初心者女子、記録会、県別選手権、地区別選手権、これに関しましては、都道府県車連にお願いしています。

事業収入を支えています会員数の状況ですが、現在競技者数が 7,205 人、審判員が 1,467 人。皆様ご存知の通り、空前の自転車ブームではありますが、グラフをご覧くださいのとおり横ばいの状況が続いており、これについては、当法人としても大きな課題と認識しています。

次にオリンピックへの道を簡単にまとめています。先ほど申しあげました通り、都道府県事業として実施している地区別選手権において好成績を残した者は全日本選手権への出場資格が得られます。さらに全日本選手権で好成績を残した者は、強化選手として国際大会へ出ます。その上に、世界選手権とありますが、国際大会で一定の成績、ポイントを積み重ねませんと、この世界選手権には出ることができません。その上のオリンピックが頂点になりますが、このオリンピックに出るためには、これらの道筋を経て、世界選手権で好成績を残さなければ、オリンピックへ出る出場資格が得られないという仕組みになっております。

先ほど申しあげました事業のいくつかをご紹介しますと思います。

底辺拡大事業ですが、加盟団体であります東京都自転車競技連盟では補助輪を外すところから関わり、自転車の良さ、面白さを伝えております。次にタレントアスリートチャレンジプログラムを活用したタレントコーチ研修でございますが、対象は中学生で、選手を教えるコーチです。こちらは日本スポーツ振興センターと共同で開催しましたタレントチャレンジプログラムでございまして、ロンドン五輪に成功したブリティッシュサイクリングからコーチを招き、中学生を指導しながらコーチと選手の指導を行

っています。異種目トライアウトでは、日本競輪学校の協力のもと、現状女子選手が少ない状況ですので、女子選手の発掘を行っております。ジュニア強化事業としましては、次世代選手でありますジュニア選手の強化として地域ブロック合宿と、全国選抜合宿を行っております。

次に、全日本選手権の開催についてです。当法人では、オリンピック種目でありますロードレース、トラックレース、MTB、BMX の 4 種目と非オリンピック種目 3 種目（シクロクロス、室内、トライアル）の合計 7 種目、7 大会を開催しております。全日本選手権開催の主な目的ですが、ナショナルチャンピオン選手の選出、それから競技運営力向上、国際ポイントの獲得、人間力向上、地域振興、活性化でございます。近年、全日本選手権は注目され、ステータスが高まっており、成長している大会でございます。優勝者は写真の通り、胴が赤で抜かれたチャンピオンジャージを着る名誉ある大会となっております。こちらはあまり目にすることがないかと思いますが、室内競技のサイクルフィギアとサイクルサッカーの全日本選手権の様子です。こちらの写真はマウンテンバイクと BMX のレースです。

こちらは平成 25 年度のロードレース全日本選手権大分大会の様子です。地域振興という尺度での評価になりますが、こちらは公共交通機関のない地域での開催でしたが、2 日間で約 1 万人の来場者がございました。

こちらは、先般行われました平成 27 年度のロードレース全日本選手権です。近年、全日本選手権のロード大会は人気が高く地域活性化に貢献しております。今年栃木県那須町で行われた大会では、土曜日に 8,000 人、日曜日に 27,000 人、計 35,000 人の来場者があり、地域物産ブースは一般客で賑わい、また観戦者によって周辺の宿泊施設は満室であったとの報告を受けております。全日本ロードはニュースでも放映される人気の大会でもあります。

次に、海外派遣についてご説明させていただきます。オリンピックへ出場する資格を得るためには、先ほど説明しました通り、世界選手権、ワールドカップ、アジア選手権等の国際大会に参加し、国際ポイントを獲得することが不可欠です。例えば、トラック部門では、JKA の補助によって毎月海外の国際大会へ選手を派遣しています。日本人選手が国際大会で好成績を収めるために、来年 1 月国内で開催されますアジア選手権大会のような日本国内での国際大会の開催を今後検討していきたいと考えております。写真左側は、世界選手権で銀メダルを取った上野選手、右側はアジア選手権のケイリン種目で金メダルを取った写真です

オリンピックに出場するためにはいくつものハードルがございます。トラックの場合、オリンピックポイントというのがありまして、それを獲得

できるのが、アジア選手権、ワールドカップ、世界選手権、この3大会に限られておりますが、この大会へ出場するためにも、別のところで国際ポイントを獲得しなければならず、先ほど申し上げた全日本選手権も重要な大会となります。

オリンピック種目は大きく分けまして4種目あり、当法人としましても、この4種目に注力しているところです。一つ目はロードで、次にトラック種目がございます、それからMTBとBMXもオリンピック種目になっています。

最後に、「2020 東京五輪体制」ということですが、東京五輪まで5年足らずになっている状況で、以下のような体制作りが急務であると当法人では認識をしています。

一つ目が、メダル獲得実現への指導者養成、選手を指導するコーチの養成です。二つ目が、ジュニア層選手への強化シフト。リオ五輪では、現在のトップ選手が出場対象となると思いますが、東京五輪では少なからず代替わりがありますことからシフトしていきたいと考えております。三つ目は、国内・国際コミセールの養成、四つ目は自転車スポーツボランティアの養成です。オリンピック大会を運営できる審判員をこれから大量に養成しなければなりません。つきましては、これについては、28年度に新たな事業として補助要望をさせていただきたいと考えております。五つ目として、東京五輪以後の強化体制確立と書いてありますが、将来継続可能な法人として、これを機に体制を強化して自立できるシステムを構築していきたいと考えております。

以上で、日本自転車競技連盟の説明を終了いたします。ありがとうございました。

<質疑>

委員長：ありがとうございました。ただいま公益財団法人日本自転車競技連盟にプレゼンテーションをしていただきました。何か、ご質問等ございましたら、お願いします。

C委員：登録競技者数は横ばいとの説明がありましたが、増加傾向にあるように見えます。いかがでしょうか。

佐藤課長補佐：今現在の自転車ブームを鑑みますと増加傾向は弱いと考えております。

C委員：7,000名を超えましたが、それでもまだ微増ですか。躍進だと思えますが。

佐藤課長補佐：未登録者、ライセンスを持っていない方々の自転車の大会の

中には一大会で 9,000 人ぐらい参加される大会があります。それに比較すると、というところです。

C委員：なるほど。そうするとヒルクライムレースを走る人たちは、競技者としては登録していないと。

佐藤課長補佐：そうです。入っていません。

C委員：そこは自転車競技連盟では登録していないと、競技者と見なさないということですが、トライアスロンは見ていると思います。

佐藤課長補佐：新規に登録取り込めそうな予備軍の方はたくさんいらっしゃるのですが。

A委員：加入しないのは、登録料を払わなければいけないことも理由ですか。

佐藤課長補佐：それもありますが、登録するメリットをきちんと打ち出していないということと、未登録でも参加できてしまうという状況を容認していることもあると思います。

A委員：先ほど、収益構造をご説明いただき、どの団体もそうですが補助金が占める割合が多いと思います。補助金は、ここ最近増えているのか、減っているのか、そのトレンドはいかがですか。

大池事務局長：最近の傾向は増えています。JKA の補助金は横ばいですが、スポーツ振興等、文科省関係のものがオリンピックに向けて増えています。

A委員：事業収益や協賛金は、増やす努力をして増えているものの、オリンピック、パラリンピックの関係で、交付金・補助金が増えているということですね。ですから補助金は減っていないように見えますが、そういう事情があると。過去のトレンドでみると、その点は重要だと思います。こういった財団は、法人改革の観点から補助金の割合について必ず指摘を受けると思います。ですから、それぞれ申し合せたように補助金の部分を減らす努力をし、それがこの 5 年間トレンドとしてどうなっているかを示さなければいけないということがあると思います。ただし、オリンピックという国家プロジェクトがあるので補助金が増えているのはやむを得ないという説明だと、納得できると思います。もう一点ですが、審査の際に目を通す要望申請書には、大会の開催によって町興しにつながるという記載がよくされていますが、経済波及効果を試算されたことはありますか。

大池事務局長：選手、関係者、観客が宿泊することによる経済効果はあると思いますし、開催の準備には地元の業者を使うといった努力はして

います。

A委員：これだけの経済波及効果がありますというのをアナウンスすることはすごく重要だと思いますし、地元の高校生とか、小さい子たちも含めて自転車競技への興味が高まるということもあると思いますので、そういうことも示していくようにされたら良いと思います。最後に、底辺拡大事業というのがありましたが、その表現についてです。競技者の底辺を広げて、競技者人口を増やしたいという気持ちは分かります、違う言葉があると良いと思います。私も自転車が好きでその底辺の一人なのですが、底辺拡大事業、底辺と言われると、あまり良い感じはしません。もう少し工夫した方が良いと思います。

JKA 事務局：底辺拡大事業というのは、競輪業界の専門用語みたいになっているところがあります。良い競輪選手を輩出するためには、競技者層を拡大することが大事だということなのですが、JCF が求めているのとは意味合いが違うと思いますので、表現としてもう少し違うものがあってもいいかもしれません。

E委員：オリンピックを控えた中で、今は絶好のチャンスです。そういう時に、ライセンスやいろいろな資格を出す、安全のために何か実施するといったように事業を拡大していき、あまり補助金に頼らないで、もっと資金を集めるために、底辺という表現を改めるだけでなく、姿勢も改めていかないと、絶好のチャンスを逃してしまうことになると思います。

A委員：オリンピック、パラリンピックをきっかけにして自転車のムーブメントが起こる可能性が高くなっていますので、今のご指摘は、まさにその通りだと思います。

C委員：現在、全国でトライアスロンのイベントは290以上開かれていて、トライアスロンの愛好者は37万5千人になりました。これからの人口減少社会にあって地方の活性化が重要ですので、一般の道路を使ったサイクリング系のイベントが、もう少し柔軟に開催できるように拡充されていくと、競技者が増えていくのかなと思います。自転車競技は学校の運動部にあまりありませんので、そういう意味で、マーケティングに力を入れられると2020年以降も更なる発展が迎えられるのかなと期待しています。

大池事務局長：ありがとうございます。

委員長：他によろしいでしょうか。それでは、公益財団法人日本自転車競技連盟によるプレゼンテーションは終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上を持ちまして、予定された議題等はすべて終了いたしました。
何か、特にございますか。

JKA 事務局：先ほどの平成 28 年度補助方針（案）の修正ですが、軽微なものですので、委員長への報告ということによろしいでしょうか。

一同：（了承）

JKA 事務局：それでは、事務局にて修正し、委員長にご了承いただいた補助方針（案）を後日皆様にお送りいたします。

委員長：それでは、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上